

命と健康、(2)地球環境、(3)平和、(4)自由と民主主義、(5)日本人および日本の風土、といった問題についても視野の内にに入れておかなければならないであろう。

結びにかえて

生活保障要求をめぐるのは、貧困化や状態把握をめぐるの理論問題、政府の生活保障政策の検討、現時点での日本の階級構成や労働者階級の内部構成の変化が生活保障要求にもたらす影響、政策や運動としての具体化の方向など、なお検討されなければならない多くの問題がある。ここでは、今日における労働者の生活過程の実

態を概観し、その今日の性格の若干を確認したにすぎない。だが、この問題はなにか難解な政策問題なのではない。最近の国民春闘のなかでは、全国一律最低賃金制確立を中心とした「国民生活向上各階層東部共同行動委員会」の運動をみるように、全面的な生活保障をめざす「世直し」の運動が、業者、農民、学生を含む広範な住民各層の参加をえて、すでに力づよい一步を押しはじめている。全面的な生活保障の要求は、生活過程のなかに、深く現実的な根拠をもっているのである。

(常任理事・日本福祉大学教授)

「働き過ぎ」の歯止めへの一提言

—第3回過労死を考える集いでの問題提起から—

伊藤 セツ

1. はじめに

筆者を含む生活時間共同研究グループは、1975年の国際婦人年以來、5年に1度、都民勤労者夫妻の生活時間調査を行ってきた。今回1990年の4度目の調査は、東京都世田谷区と、多摩ニュータウンに別れて別々に、9～10月に行い、終了しているが、目下集計中である。また、労働運動総合研究所の婦人労働研究部会は、発足と同時に「男女平等社会をめざす賃金、生活費、生活時間調査」を計画し、1990年11月に実施した。いずれも、1990年調査結果のデータが得られないので、5年前

の多摩ニュータウン調査の数字の利用になるが、＜「働き過ぎ」日本を考える＞という与えられたテーマに、生活時間研究の立場から発言し、「働き過ぎ」の歯止めへの一提言としたい。

同一家庭の夫妻にたいする生活時間調査結果は、いずれの年の調査の場合も、サラリーマン夫妻の役割分担の固定化がいかに根強いものであるかを物語っている。妻が無職の場合はいうに及ばず、パートタイマーとして働いていても夫にはほとんど変化は見られず、妻が常勤で働いていてさえも、つまり、生活費を稼いでくるという点ではすでに、役割分担の固定化が崩れている場合でも、それ以外の生活の側面＝家事・育児責任の負い方には、生活時間調査で得られ

特集・現代日本の生活と労働者

る数値上、目だった変化はみられないのである。

私は、このことと、日本人の「働き過ぎ」の容認とは深い関係があるのではないかと考えている。「勤労感謝の日」を前にして開かれる恒例の「過労死を考える集い」は、日本人の「働き過ぎ」の原因についてもメスを入れ、共に考える会でもあるので、この機会に、この問題を提起したい。結論からいえば、夫妻の役割分担をあたりまえのこととし、夫が自分の生活上のことを自分でやる時間もなく、妻にやってもらって（単身赴任の場合は誰にもやって貰えず）、やっと職場の仕事の義務をはたせるような働き方を容認している事実が、「過労死」の温床の一つとなっているということである。ここでは、夫の「働き過ぎ」の問題に限定し、生活時間研究を媒介に、家庭生活視点、女性視点から考えてみたい。

もちろん、女性の単身者の過労死も、すでに発生しているし、共働き女性の収入労働と家事労働との二重負担の問題も無視できない重要な問題ではあるが、これらについては、別の機会に述べることにしたい。

2. 長時間労働＝「働き過ぎ」が家庭生活に及ぼす影響

まず、長時間、労働をするということは、労働力再生産の場である家庭生活にどのような影

響を及ぼすであろうか。長時間労働をする本人の、家庭の中での立場によって、影響の内容も異なるであろうが、ここでは、父親であり、夫である男性に限定して、いくつかの角度から取り上げてみる。

(1) 父親と子どもの接触時間の少なさ

図1は、多摩ニュータウンの父親と子どもたちの、家庭での平日の接触時間の短かさを示したものである。父親については、その妻の職の有無、勤務形態別に区分して、平日の起床時刻、会社等への出宅時刻、帰宅時刻、就寝平均時刻を、子どもたちは、小学校低学年、同高学年、中学生別に、同じく平日の起床、登校のための出宅、帰宅、夕食、就寝平均時刻を示してある。いずれも朝の接触は、子どもが起き出す6時50分頃から父親が家を出る7時30分台の約40分間にすぎず、帰宅はいずれも子どもたちの夕食が済んでからである。特に、帰宅の遅い妻無職の夫である父親は小学校低学年の子どもが就寝した後で家に帰りつくから、この父子の夜の接触時間はゼロである。家族が共に夕食をとり、親がその時間を利用して、親が子どもの様子をみたり、話し合いをしようというのなら、残業などいっさいすることはできないし、ましてや家族のために夕食を準備しようとする親なら、終業と同時に小走りにでも家路につかな

図1 父親と子どもの接触時間の少なさ



出所) 伊藤・天野編『生活時間と生活様式』光生館1989, p. 30, p. 127.

ければとても間に合うものではない。しかし、その任はすべて母親にまかせ、父親たちはそうしたことは無縁である。

父親の長時間労働は、子どものいる家族から、親としての役割を奪い取る。いや、父親たちは、親としての時間が必要だと最初から考えていないものが多いから、こういう事にもともと無意識であるともいうべきであろうか。

(2) 共働き家庭でも低い夫の家事・育児分担率

欧米諸国にくらべて、わが国の夫たちが、家事をしないのは、各種調査によっても有名である。総務庁統計局の「社会生活基本調査」(1986年)によっても、図2に示すように週間就業時間35時間以上という同じ条件の夫妻を取り出してみても、平日に妻が3時間31分家事をしているのに対し、夫はわずか8分しかしていないのである。

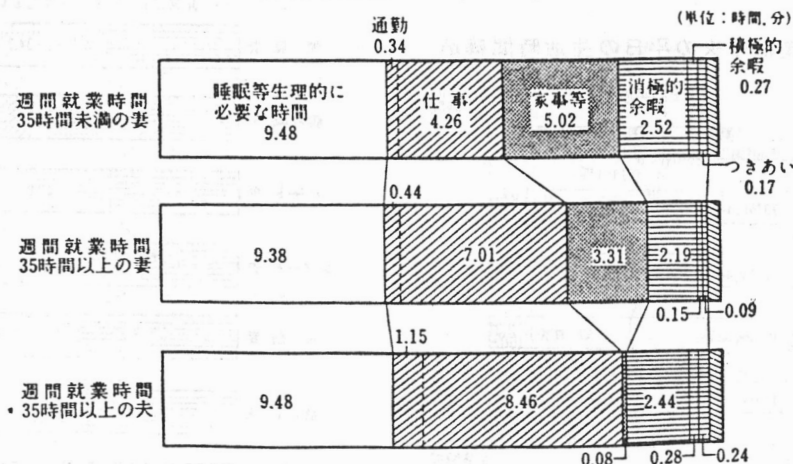
諸外国の生活時間調査によって共働き夫妻の家事労働の分かちあいをみるのは資料的制

約もあってなかなか困難であるが、1970年代後半、フルタイム雇用の夫妻で、夫の家事時間を1とすると妻は、フィンランドでは、2.21、アメリカ合衆国では2.50という数値が得られている(Leena M. Kirjava - inen, Men's and Women's Time Use in Household Production : A Finland - United States Comparison, Diss. Virginia Univ. 1984)

男女平等の北欧の国フィンランドでさえ、フルタイムで働いている妻が夫の2倍以上の家事をしているのはさらに改善の余地ありであろうが、わが国の場合は夫の家事を1とした妻の数値を出してみてもどうしようもないと思われるほどの格差なのである。

夫の収入労働時間が、家事労働分担に影響するであろうとの仮説から、われわれの多摩ニュータウン調査を見てみよう。表1に示したように、夫の「勤務+通勤」時間が長いほど妻の家事分担率は、100%に近づく。妻無職とパートの夫では、9～10時間のグル

図2 平日の妻と夫の生活時間(雇用者)



注) 核家族世帯における妻と夫である。

出所) 労働省『婦人労働の実情』1989年版

特集・現代日本の生活と労働者

表1 夫の「勤務+通勤」時間の長短別、夫妻の平日の家事分担率*

(単位：%)

夫の「勤務」+ 「通勤」時間	8～9時間 未満		9～10時間		10～11時間		11～12時間		12～13時間		13時間 以上	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
妻無職世帯	—	—	5.5	94.5	2.1	97.9	1.0	99.0	0	100.0	1.6	98.4
妻パート世帯	—	—	10.6	89.4	1.0	99.0	1.3	98.7	7.8	92.2	1.8	98.2
妻常勤世帯	49.1	50.9	—	—	9.9	90.1	3.5	96.5	6.8	93.2	6.4	93.6

* 分担率は夫と妻の家事的生活時間の合計を100%として、それに占める夫と妻の割合を%で示し、家事の分担の度合いを時間の面からみたものである。

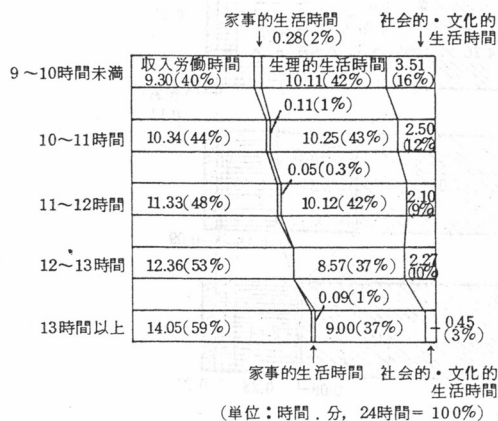
出所) 図1に同じ, p. 54

ープの夫が5～10%あまりの家事を分担しているのにたいし、10時間を超えると夫の分担率は0～2%に低下している。他方、妻無職や妻パートの夫に比べれば、相対的に分担率の高い妻常勤の夫でも、10～11時間グループの、9.9%に対し12時間以上グループでは6%台に減少し、その結果、8～9時間グループの常勤の妻を除くいずれの妻も平日の家事の90～100%を担っている。

このように、夫の長時間労働は、妻が職に

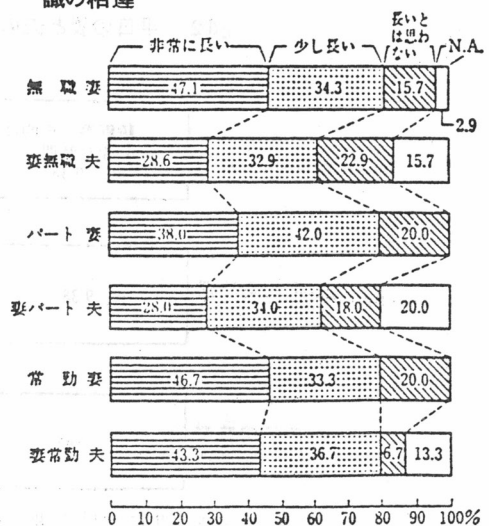
ついている場合、家庭内での妻との平等なかわりという点からみて、深刻なマイナス要因である。もっとも、これを深刻な問題であるとする夫たちは、わが国の場合きわめて少数であろうし、それこそが、「働き過ぎ」の温床とも関連するのであるが……。

図3 妻無職の夫の平日の生活時間構造



出所) 図1に同じ, P. 50

図4 夫の収入労働時間に対する夫妻の認識の相違



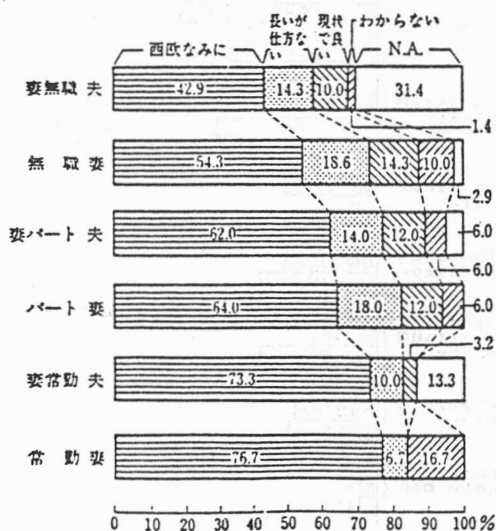
出所) 図1に同じ, p. 57

(3) 労働時間の長さは、他の時間を犠牲にする

図3は、妻が無職の夫の平日の生活時間構造を、収入労働時間（「勤務＋通勤」）の長さ別に、生活時間の4大分類別（収入労働時間、家事的生活時間、生理的生活時間、社会的・文化的生活時間）にみたものである。この図からも明らかなように、夫の平日の収入労働時間が長いと、社会的・文化的生活時間を激減させ、もともと少ない家事的生活時間をなきに等しいものになっている。その結果、13時間以上グループの夫の生活時間構造に端的に示されているように、1日の生活は、家庭外での労働と、睡眠・食事を中心とした生理的行動によってのみなり立っている。

このように、長時間労働は、本人や家族の発達にとって必要な生活時間の構成要素のいくつかを犠牲にし、生活時間構造をゆがんだものにしてしまうのである。

図5 労働時間短縮に対する夫妻の見解



出所) 図1と同じ, p. 62

(4) 労働時間の長さ、労働時間の短縮にたいする夫妻の認識の相違

日本の労働者は、自分の労働時間が一般に長いという自覚、また、他の先進国の労働者に比べて非常に長いという認識もそれほど強くはない。妻の方が、夫の労働時間を長いと認識している場合が多いが、夫の認識との間にずれがある。図4, 5はそれを示したものである。

図4によって、第1に、妻の職の有無、勤務形態別にみればそれぞれの夫たちのあいだでは、妻が常勤で働いている夫が自分の収入労働時間を長いと認識している者が最も多いことがわかる。同図から、第2に、夫自身より妻の方が自分の夫達の収入労働時間を長いと思っていることもわかる。

図5からは、第1に、妻無職、妻パート、妻常勤いずれの夫妻の場合も、妻の方が夫より、労働時間短縮に関する意欲が高いことがわかる。第2に、常勤で働いている妻、そしてその夫が、労働時間短縮に関して強い要求を持っていることがわかる。こうしたことの持つ意味をわたしたちは深く考える必要があるだろう。

(5) 長時間労働が家庭生活に及ぼす影響に関する夫妻の認識の相違

図6, 7は、長時間労働が家庭生活に及ぼす影響に関する夫妻の認識の相違を見たものである。まず図6を見ると、「家事労働をする時間がない」と「いつも追われているようで精神的余裕がない」に、夫たちと妻たちとの差が大きいことがわかる。どんなに労働時間が長くとも、「家事労働をする時間がない」ということで悩まないのが夫たちの特徴なのであり、その分だけ共働きの妻に比べて、相

特集・現代日本の生活と労働者

対的に「精神的余裕」もあるのである。

図7は、夫の長時間労働が家庭生活に及ぼす影響についての感じ方の、妻の職の有無、勤務形態別の特徴が良く出ていて興味深い。

常勤で働いている妻は、夫の長時間労働に対して他の妻ほど、夫の健康を気にせず、妻自身の生活が乱されたり睡眠時間が不足するとは思わない。しかし、子供の世話や協力については、他の妻以上の影響を指摘する。

このことを、どう読みとればよいであろうか。妻が常勤の職にある夫妻は、基本的に、職業にまつわる自分の生活上の問題は、自分で処理できなければやっていけないし、逆に子どもの問題は、夫妻で協力しなければやっ

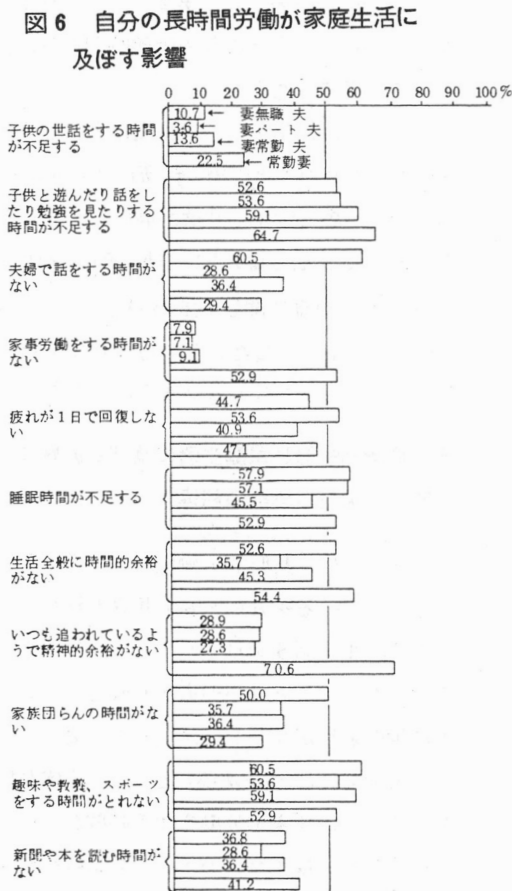
ていけないということを意味しているであろう。常勤で働く妻が、そのことを主張しているというのがこの図である。

(本章については、伊藤セツ、天野寛子編『生活時間と生活様式』光生館〈1989〉を参照されたい)

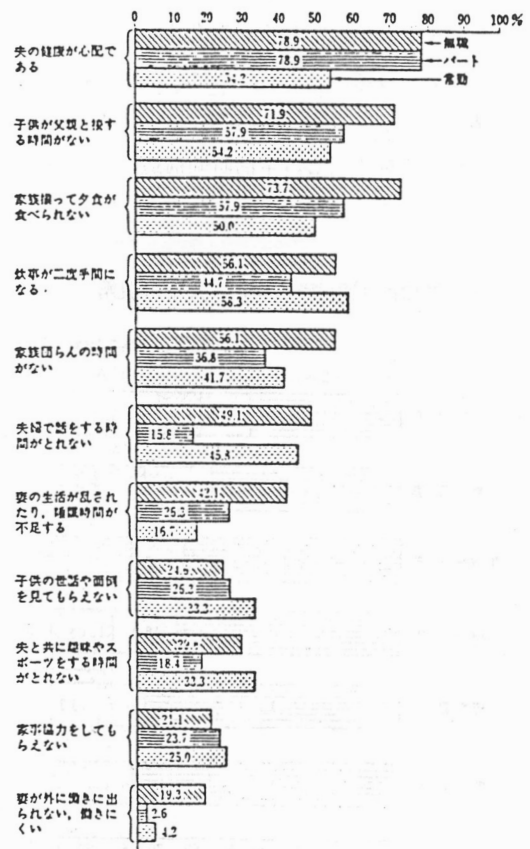
3. 「働き過ぎ」歯止めの発想 女性・家庭生活視点による転換

さて、以上のべたことは、与えられたテーマに接近する前段に過ぎない。以上の資料の読み

図7 夫の長時間労働が家庭生活に及ぼす影響(妻)



出所) 図1に同じ, p.58



出所) 図1に同じ, p.60

とりから示唆された様々なことから、次のような「仮説」は立たないであろうか。

その1、家事・育児責任を負うと職場で「働き過ぎ」することはできない。

その2、男女役割分担の固定化は男性の「働き過ぎ」を容認する。

この2つは、実は1つのことである。以下これについて考えてみよう。

- (1) 「男女が共に負う家庭責任」ということが言われている。この家庭責任とは、一般に家事・育児責任だけのように思われているが、それは違うと私は思う。そもそも家庭責任ということは、女性の経済的進出を背景として次第に問題とされるようになったので、それには、当然家庭の経済的責任と家事・育児責任の両方が想定されていると考えるべきである。

女性が家庭の経済的責任を担いかつ、一方的に家事育児責任を担うということは、男性の働き方をモデルとしている場合は、当然不可能である。その男性の働き方がわが国の場合のように、長時間過密労働である場合には、なおさらのことである。家事労働をどんなに合理化・社会化してみても、家庭内に育児や、教育や、介護の必要のあるライフステージの場合、いや、そういうライフステージにさしかかっていなくとも、例えば、食事の時間のように人間の生活に時間帯というリズムや、わが国のように春夏秋冬という季節の変動があってそれへの生活上の対応がある限り、快適で健康な家庭生活を営むためには、こまごまとした家事労働や生活上のきめ細かな配慮を怠ることはできない。

周知の通り、共働きの女性たちは、24時間という誰にも平等に与えられた生活時間の中で、経済的責任と家事・育児責任という2つの家庭責任を引き受けてきたのである。保

育園の時間があるから、終業と同時に家路につき、仕事に全精力を打ち込むと疲労して家族の生活上のきめ細かな配慮がにぶるから、ほどほどの働きしかできなかったのである。このことは、共働きの女の働き方として、世間から非難をされることでもあった。しかし、それを女の働き方の甘さといわれても、反対に、夫たちがあてにならない女の生活の厳しさの現れでもあり、何といわれようと、家族を生かしていくには有無をいわず、ひらきなおってそうしてぐり抜けるしかないということでもあった。

このことは、社会的労働のほうから見れば女性は、世間並みにみてあまり働かない一群ということになる。つまり、幸か不幸か職場で「働き過ぎ」することができない一群なのである。この場合、家庭責任の片方、家事・育児責任の女性による一手引き受けが、女性の収入労働の「働き過ぎ」の歯止めになっている。

これにたいして男性の方は、こうした意味での歯止めはない。家族の経済責任だけしか担っていなければ、社会的労働の場、つまり、収入労働の場でしゃにむに働くだけでよい。妻が働いていようがいまいが関係なく、家事・育児責任は、自分がやることだとは思っていない。そのことが問題なのは、家族の家事責任どころか、自分の労働力の再生産というきわめて重要な問題も、つまり、自分に関わる衣食住という日常的・基本的生活の基本さえ、他人＝妻にまかせきりにして当然のことと思うにいたるということである。

日常事だけではなく、自分の命の管理＝健康管理も、妻に任せて安心して、働きまくる。自分の労働力の再生産に自分で責任を持たないで、どうして、広い意味での家庭責任が負

特集・現代日本の生活と労働者

えるであろうか。

以上のように考えれば、家庭責任を男女が協力し合って共に負うという思想は「働き過ぎ」への歯止めとなりうるものである。

- (2) 「男女共同社会」「男女共同参加型社会」ということも言われている。これは、男女の役割分担が固定した社会の反対の社会である。こうした社会への前進は、実は「働き過ぎ」の歯止めとなる。なぜなら、男女共同社会は、「働き過ぎ」社会とは相容れないからである。

国際婦人年に始まる国連の女性に関連する諸文書、女子差別撤廃条約や、国連婦人の10年の運動のあと、女性の地位向上のための2000年に向けての将来戦略等に盛られている理念は、南北問題解決の新国際秩序の樹立を一方の根底としながら、もう一方で、まさに両性の新しい秩序の確立の方向をうたいあげている。男女両性間のこれまでの旧秩序は、あらゆる点において見直しの時代に入ったのだ。それを、国や自治体レベルの「行動計画」等では、「男女共同参加型社会」あるいは「男女共同社会」をめざすという表現をつかって具体化していこうとしている。

そこでは、女性の職場労働への参加、各種審議会・委員会等意思決定機関への参加はもちろん、男性の家事・育児・老親介護参加、地域参加が同列に取り扱われ、平等で自立した関係にある両親による、家庭での子どもへの男女平等教育も高らかにうたいあげられているのが常である。

先に、私は、家事・育児責任に気をとられている女性は、収入労働で「働き過ぎ」になり得ないと書いたが、家事・育児労働とあわせると、女性は、全体的に人間が生きていくために必要な有用な労働において「働き過ぎ」になるということをあわせて書かなければ全

くの片手落ちになる。

しかし、このような、男女共同社会、男女の平等な関係の中では、一方の性による収入労働での「働き過ぎ」のエスカレートや、無償の家事・育児・地域等の人間が生きて行くための有用な労働との相乗による「働き過ぎ」というアンバランスは解消される。

このような社会では、両性による新しい妥当な働き方の発見が目指されるだろう。

- (3) 「妻子を扶養する」「夫に扶養される」のがあたりまえ、それが「得」になるような諸制度は、結局男性の「働き過ぎ」を助長すると云えるのではなかろうか。

国連婦人の10年の最終年、1985年にナイロビ会議で選択された「婦人の地位向上のための2000年に向けての将来戦略」295項は、「法律文書や家計調査において<世帯主>というような用語を廃止し、婦人の役割を適切に反映するに足る包括的な用語を導入する必要がある」と書いている。国連やアメリカの文書を調べてみると1970年代初めからかなりの議論が積み重ねられてきており、特にアメリカ合衆国では、1980年のセンサスから、世帯主(Head of Household)という用語は廃止されている。こういうことが問題になっているのを、労働組合の幹部でも知らない人が多いし、知らせても、なぜそれが労働組合の問題と関連するかをほとんど理解しない人々がいる。

1990年8月29日、長い関係争中だった日産自動車の「女性にも家族手当を」の裁判に、会社側は東京高裁の勧告で急遽和解という態度にでて、原告側の主張をほぼ全面的に認める就業規則の変更を行った。その結果、「世帯主」であるか否かを問わず、また収入の多い少ないに関わりなく、申告した従業員

には男女どちらでも家族手当を支給するという事になった。このことは、画期的なことであった。しかし、そういう長いたたかいがあった後でもなお、夫のいる女性が、子どもの扶養家族手当支給を申請すると、本人が「世帯主」か否か、収入は夫より多いか等のさまざまな制約をつける雇主側に対して、どういう態度で臨まなければならないかの根本を理解できない男性労働組合幹部が少なくない。こうした事実から、男性こそ「世帯主」で、妻子を扶養するものだという思想がいかに根深いものであるかを知らされる。

一人で妻子を養うものだと思っている「世帯主」たる夫・父親は、収入をもたらず仕事、その仕事の間を第一義的に重んじざるを得ない。ここに労働者の側にとっての「働き過ぎ」てしまう温床がある。

関連して、パートタイマーの問題に触れたい。パートとしての働き方は、いろいろな側面から特徴づけることができるが、一つの特徴はパートで働く妻は夫の扶養家族のままで働くということである。パートタイマーの各種調査によると、フルタイムで働くことを希望するパートは極めて少なく、配偶者控除が受けられ、健康保険も夫のものに加入したままで、自分も税金を納めず、短時間労働で、家事や子育てやほどほどの余暇と時間的に両立する働き方がよいと考えている。

既婚女性がパートで再就職するということは、女性労働者活用のかけ声の中で社会的にも受け入れられており、パートタイマーの非課税限度額を現行の年収100万円から150万円に大幅に引き上げるという「パート減税」が労働省側から提起される。非課税限度額の引き上げ要求は、パートタイマー側からもたえず出されているが、結局、パートはこの非

課税限度額の枠内でしか働けず、このことは、女性の地位向上という視点からみればいろいろ問題がある。扶養家族のままで、税金上確かに得であったとしても、もっと広い視点でこの問題を考えるとき何を基準に得というべきかを考えなければならない。男女の働き方にとって真の得とは何かと問うならば、男女両性の生涯賃金という視点で、あるいは、経済力において男女が平等で、納税者としての発言においても力をもつという点を得と考えれば、目先の得にこだわるエネルギーを思い切って別の方向に向けた方が、「妻子を養う」男性の「働き過ぎ」の歯止めにも役立つことにもなるというものではなからうか。

少なくとも妻は、夫の「働き過ぎ」によって養って貰うことを望みはしてまい。

4. まとめ

「豊かさ」と「ゆとり」の指標の一つに、生活時間の使い方が入り、その夫妻差の実態は、両性の新しい秩序という現時点での課題から云っても好ましいものではなかった。

男女役割分担の固定化を廃し、真の意味での家庭責任を男女両性が共に負うという働き方が、現在の両性のアンバランスな「働き過ぎ」の歯止めの一つになるのではないかと私は問題提起する。議論を期待したい。

(昭和女子大学教授)